

消防局

安全・安心を実感できる都市の実現に向けて

「あらゆる災害への的確な対処」「安全・安心な暮らしのサポート」「安全基盤の整備」を通して、『安全・安心を実感できる都市ヨコハマ』の実現を図ります。

目標達成に向けた施策として、消防体制の充実強化、救急救命体制の充実強化、消防団の充実強化、地域・事業所防災力の向上、消防施設の整備などの事業を実施します。

警防対策

■警防体制（警防課）

近年は、都市・社会生活の変化に伴う都市型災害の発生に加え、気象・環境の変化に伴い日本各地で記録的な豪雨や局地的大雨による土砂災害や洪水等の自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に対し、緊急消防援助隊を派遣し、航空消防隊による負傷者搬送や陸上部隊による行方不明者の救助活動等を行いました。

このような活動の困難性が高い様々な災害に、迅速・的確に対応するため、保有する資機材の更新や見直しを行うほか、消防隊員の個人装備等の充実を図るとともに、様々な災害を想定した訓練を継続的に実施し、災害への対応力を強化しています。

これからも、市民の皆さん及び横浜を訪れる皆さんの安全・安心を守るため、職員一人ひとりの活動能力の向上を図り、消防局として災害対応能力の一層の強化に努めます。

■警防計画と警防査察（警防課）

一定規模以上の建築物や放射性物質、毒劇物、大量の危険物などを保有する施設等について、災害発生時に効率的な警防活動を実施するため、警防査察を実施するとともに、警防計画を策定しています。

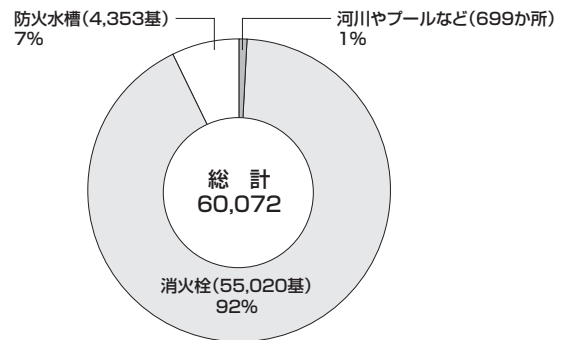
■消防水利（警防課）

消火活動上必要な消火栓や防火水槽については、防火水槽整備事業や都市計画法等に基づく開発協議により整備拡充を図っています。

さらに、河川やプールなど、消防隊により取水可能なものは、消防水利の指定を行い、水利の確保に努めています。

消防水利の現況は、図1のとおりです。

図1 消防水利の現況 令和6年4月1日現在



消防力の現況

■消防施設（施設課）

令和5年度末現在で、消防局、消防署18か所、消防出張所78か所、消防訓練センター、ヘリポート、市民防災センター、救急救命士養成所、自家用給油取扱所（5か所）等の消防施設を配置しています。

また、消防防災活動の中核となる消防本部の機能を強化するため、旧保土ヶ谷消防署の場所に消防本部庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ります。令和5年度に消防本部庁舎本館及び倉庫棟がしゅん工し、供用を開始しました。令和6年は別館の整備を進め、令和7年3月に全館運用を開始します。

■消防機械（施設課）

令和5年度末現在で、機動救助工作車や支援車などの特殊車両を含む消防車278台、救急車115台をはじめ、ヘリコプター2機、消防艇2艇など計559台の車両等を市内に配置して各種災害に備えています。

また、令和6年度も消防車13台、救急車16台、その他の車両14台を更新するとともに、救急車を2台増車し、消防力の充実強化を図ります。

表1 消防団の現勢

令和6年4月1日現在

区分	団別	総数	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
団員定数		8,305	550	430	230	495	395	285	400	655	370	580	700	370	485	440	760	370	480	310
実員数		7,753	475	430	218	435	377	279	383	619	355	537	635	358	455	387	736	318	471	285
分団数		102	8	9	3	7	6	4	4	5	7	8	8	4	3	5	7	4	5	4
消防自動車		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
小型動力ポンプ		552	37	36	13	31	28	20	31	31	35	44	61	24	33	24	45	15	25	19
小型動力ポンプ積載車		391	28	19	10	19	21	16	23	23	25	32	39	18	25	17	31	11	20	14
器具置場		420	29	24	14	21	22	17	26	24	24	31	47	18	25	21	31	11	19	16

■消防団（消防団課）

横浜市消防団は、明治27年5月消防組として3組・217人の編成で発足しました。その後、昭和14年4月1日警防団令の公布により、消防組は警防団に統合され、昭和17年には20団・8,932人を有し、昭和22年5月の消防団令の公布による改組まで存続しました。

昭和22年12月消防組織法が制定され、新生消防団が誕生し、昭和23年3月消防組織法の施行により自治体消防が発足しました。消防団は常備消防とともに横浜市に移り、横浜市消防団の第一歩が始まりました。

消防団は、本業のかたわら郷土愛護の精神に立脚した「義勇消防」の性格と、消防組織法に基づく「非常勤公務員」としての性格を有しています。

本市では平成9年度から、消防団組織の中で女性の力を生かし、消防団の活性化と消防力の強化を図ることを目的として、女性消防団員を採用しています。

平成17年12月から消防団員のホームページを開設しました。

平成18年4月には、「横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正し、定員を8,305人に定め、資格要件を「居住するもの」から「居住し、勤務し、又は在学する者」としました。

近年の消防団員の業務は、火災等の平常時における災害活動や大規模災害発生時の応急活動に加え、地域住民に対する防災指導の実施、国民保護法に基づく消防機関としての任務の付加など、消防団の業務が拡充しているのが現状です。これを受けて本市では、処遇改善の一環として、平成20年度から消防団員個人に対し、報酬の支給を始めました。その後、地域防災において重要な役割を果たしている消防団員の処遇改善を図るため年額報酬を平成21年度以降、段階的な引き上げを行い、令和3年度の改定により国基準相当となりました。

平成22年4月1日には、南区にある寿消防団と大岡消防団が統合し、南消防団が発足しました。

平成24年3月31日から条例改正により、横浜市消防団に70歳定年制が導入され、令和2年4月1日からは外国人の任用を開始しました。令和5年4月1日からは消防団活動に伴う報告事務をデジタル化し、消防団員の負担軽減を目的として、消防団アプリを導入しました。令和6年4月1日には、中区にある伊勢佐木消防団、加賀町消防団、山手消防団が統合し、中消防団が発足しま

した。令和6年4月1日現在、本市消防団は18団・102分団をもって組織されています。令和5年中の災害出場回数は1,812件、出場人員は3,984人、このほか、風水害をはじめ、警戒、訓練等に延べ146,546人の消防団員が活動しました。また、これらに加えて、地域防災の要である消防団の消防力強化と、活性化を図るための事業の推進、器具置場の建設と消防団車両や資機材の更新など、環境の整備に取り組んでいます。

■通信施設（司令課）

消防・救急活動を効率的に実施するため、消防局、消防署、消防出張所等の通信設備及びすべての消防隊、救急隊等に有線・無線の設備による通信のネットワークを設けています。

その中心となるのは、消防局消防本部庁舎4階司令センターに設置されている設備です。主な機能として有線・無線の制御、119番等災害通報の受信及び地図表示、災害種別に応じた部隊の自動選別と指令、支援情報の検索等があります。さらに、消防署所にある署所指令受信装置等とも専用回線で結ばれ、指令業務の効率化に効果を上げています。

また、消防車・救急車には無線機が取り付けられ、指令室と音声により連絡をとりながら現場活動が行えるようになっています。

なお、消防ヘリコプターからの映像伝送に加え、平成8年9月1日からは、横浜ランドマークタワーに設置した4基の監視カメラによる「災害情報画像伝送システム」を運用しています。

このシステムにより、発災直後の市内の被災状況を迅速に把握し、横浜市危機管理室へ映像を伝送するとともに、衛星通信ネットワークにより、国（消防庁）や県等の関係機関にも映像伝送を行うことができます。

消防司令センターの主な通信設備

指令台・総合指令台・救命指導医専用台・マルチプロジェクタ・119番着信表示盤・指令用コンピュータ・指令通信制御装置・発信地表示システム装置・その他の関連機器、その他電源装置等

消防署所の主な通信設備

署所指令受信装置・出場表示盤・署所端末装置等

消防・救急デジタル無線整備

多様化する災害等に対応するため消防救急無線の高度

化と、限りある電波資源の有効活用とを両立させるために、消防救急デジタル無線を整備しました。平成 15 年及び平成 20 年に関係法令等が改正され、従来使用していたアナログ無線の使用期限が平成 28 年 5 月 31 日と規定されたため、これに対応して計画的な整備を実施してきました。

消防救急デジタル無線は、県内各消防本部が共同で利用する共通波整備と本市が独自に使用する活動波整備に大別されます。共通波設備については、整備経費の縮減のため、県内 24 消防本部の合意のもとに本市が主体となって整備しました。活動波設備については、本市を含む各消防本部が個別に整備を行いました。

その他の機能

- 1 災害通報受信中に音声合成による出場指令を行うことで、出場の迅速化を図っています。
- 2 統合型位置情報通知システムは 119 番通報者があわてていて場所等を正確に伝えることができない場合や携帯電話からの通報時に活用して、通報者の要請場所の特定に役立っています。
- 3 傷病者の状態に応じて救急隊や消防隊を弾力的に運用するために、119 番通報の内容から傷病者の容態を聞き取り、コンピュータプログラムにより「緊急度・重症度識別」を行っています。
- 4 ひとり暮らしや寝たきり高齢者の方などからあんしん電話、聴覚・言語障害のある方からは Net 119、FAX 119 により緊急通報を受信します。消防隊等に早期に出場を指令しています。

音声の指令に加え、出場指令書を送り、確実な指示を行っています。

司令センターに常駐する救命指導医により、救急隊への指示・支援体制の強化を図っています。

消防隊、救急隊等の活動状況を常に把握し、確実・迅速な災害対応を行っています。

署所の有線回線が不通になっても自動的にバックアップ無線に切り替え音声指令の確保ができるシステムになっています。

指揮隊に配備されているタブレット端末を使用し災害現場の映像等を共有できます。

119 番通報者のスマートフォンに URL 付ショートメッセージを送り、そちらに接続すると映像の送受信ができる「映像 119」を行っています。

同時に 8 人までが聞くことができる、消防テレホンニュース (TEL 045 - 334 - 0119) により、市民の皆さんに災害情報を提供しています。

災害情報 (消防テレホンニュースインターネット版) をホームページで公開しています。

URL (<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shobo/disaster/index.html>)

■指令業務 (司令課)

消防司令センターでは、市民の皆さんからの 119 番通報の受付から消防隊、救急隊への出場指令、現場活動支援など一連の消防業務を確実・迅速に運用しています。

出場指令をコンピュータ制御により行い、出場した消

防隊・救急隊に現場の建物・道路・水利等の状況やヘリコプターからの情報など、消防活動上必要な情報を提供しています。

なお、救急の要請については、平成 20 年 10 月 1 日から施行の「横浜市救急条例」に基づき、119 番通報から、聴取した傷病者の情報を、指令台の識別プログラムにより、傷病者の緊急度・重症度 (カテゴリー) を判定し、必要な救急隊等に出場指令を行います。

令和 5 年中の 119 番通報等は 373,121 件で、1 日約 1,022 件の通報がありました。

同じく、令和 4 年中の消防隊等への指令状況は、火災に関するもの 1,306 件、その他災害に関するもの (救助、救助・救命を含む) 23,246 件、救急に関するもの 254,640 件で、総数は 279,192 件でした。

■査察業務 (指導課)

査察業務は、消防法等に基づき事業所等への立入検査等を行い、自主防火・防災管理状況や消防用設備等の設置、維持、管理状況等を確認するとともに、不備な点については是正指導を行うことにより、出火危険や人命危険を事前に排除し、市民の皆さんの生命、身体及び財産を火災等の災害から保護することを目的として実施しています。

表2 火災予防査察実施状況

区 分	令和5年4月1日~令和6年3月31日	
	査察対象物数	査察実施数
特定防火対象物	特：13,975 対象	5,782 対象
非特定防火対象物	非：9,390 対象	2,702 対象
合 計	計：23,365 対象	8,484 対象

■違反是正措置業務 (指導課)

査察等での違反是正指導後においても、改善が図られない消防法令等違反対象物に対し、行政上の措置を段階的に行い、その違反状態を是正しています。

■消防同意 (指導課)

建築確認申請に伴う消防同意にあたっては、消防用設備等の適正な設置を主眼に、建築物の防火上の安全性及び消防活動上の観点から総合的な防火安全対策を指導しています。

■危険物・火薬類・ガス保安業務 (保安課)

『消防法』に基づく危険物規制や『石油コンビナート等災害防止法』、『火薬類取締法』及び『高压ガス保安法』(コンビナート地域を除く。)に加えて、第 12 次地方分権一括法に基づく権限移譲により、令和 5 年度から『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律』の事務の一部を神奈川県から引き継いで所管しています。

危険物、火薬類及び高压ガスを取り扱う産業施設等に

おける災害は、ひとたび発生すれば重大な事故に発展するリスクが伴います。こうしたリスクを回避するため、行政による監督指導のほか、事故防止対策などの啓発活動を通じ



て、事業所の自主保安体制の向上に努め、公共の安全確保と災害の発生及び拡大の防止に取り組んでいます。

■消防音楽隊広報活動 (横浜市民防災センター)

横浜市消防音楽隊は、横浜市民防災センターを活動の拠点とし、横浜市が主催する行事や地域住民の催し、学校等での演奏会など幅広い演奏活動を通じて市民広報を行っています。また、定期公演、防災ふれあいコンサートなどの自主的な演奏会を開催し、市民の皆さんに防災・減災意識の高揚を呼びかけています。



演奏会の様子

市民防災

■市民防災の日（予防課）

「家庭・地域・事業所は自らの手で守る」ことを基本とし、自主防災活動の積極的な推進を図り、「地震対策」、「住宅防火対策」、「放火されない・放火させない環境づくり」などの防災実践活動を展開しています。

■家庭防災員（予防課）

火災を予防し地震・風水害などの災害による被害を軽減するために必要な防火・防災の知識及び技術を身に付ける研修を各消防署で実施しています。研修で学んだ知識を活かし、地域の人たちと共に防災、減災の取組を実施しています。



家庭防災員研修（防火研修）

■甲種防火管理講習等（予防課）

消防法第8条に基づき、多数の者が出入する、又は勤務する防火対象物等の火災予防対策を担う防火管理者を育成するため「防火管理講習」を、また、大規模な防火対象物について、防災管理や自衛消防組織に必要な資格者を育成するため「防災管理講習」「自衛消防業務講習」を実施しています。

令和5年度の各講習の実施回数及び受講者数は、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する講習53回5,068人、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習7回811人、甲種防火管理再講習4回250人、乙種防火管理講習9回927人、防災管理新規講習1回54人、自衛消防業務新規講習30回444人、自衛消防業務再講習12回260人です。

■住宅防火対策の推進（予防課）

住宅火災による死傷者の発生防止及び被害軽減のため、出火防止や避難方法等の啓発・指導を行い、市民の皆さんへの防火意識の高揚を図っています。

防災訓練等の機会を捉え、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理に関する普及啓発や、防災訪問などを実施しています。



住宅用火災警報器啓発活動

■地域防災力の向上（予防課）

自治会・町内会、町の防災組織に対し、防災意識の高揚と様々な災害から命を守る減災の取組を消防署が中心となって支援しています。

また、地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図るため、初期消火器具の設置普及事業を展開し共助の取組を支援しています。



初期消火器具取扱訓練

■子どもの防災教育（予防課）

将来の地域防災の担い手育成のため、幼年期から年代ごとの教育内容を定め、保育園児等を対象とした「キッズ防災教室」や小学生を対象とした「お出かけ防災教室」、「わくわく消防体験塾」などを実施しています。



お出かけ防災教室

■横浜市民防災センター （横浜市民防災センター）

横浜市民防災センターは、市民の皆さんの自助・共助を推進する市唯一の防災教育施設として、「自らの命を守る」自助意識や「お互いに助け合う」共助意識の啓発とその行動を起こすことができる人の育成を目的としています。

地震・火災や風水害の「体験ツアー」のほか、実際の水を使用した水災害体験や災害時に役立つワークショップ、要援護者体験等の「体験プログラム」などを実施しています。そのほか、来館者が災害発生時の様子をVRを使って自由に体験できるコーナーや、マンションの防災について学べるコーナーがあります。

また、SNS等を活用した情報発信を行っています。



体験の様子

■火災調査（予防課）

火災調査業務は、消防法第31条に基づき、火災の原因と火災により発生した損害の調査を実施しています。

また、火災調査の結果は、出火防止対策、人命安全対策等の様々な消防施策に活用されるとともに、統計処理したデータを総務省消防庁に報告しています。

科学的根拠に基づく火災調査の推進のため、調査員の養成及び研修の実施並びに本部調査員による鑑識・実況見分支援等を行っています。

火災状況

令和5年中、火災は733件発生しました。焼損棟数は544棟、焼損床面積は9,227平方メートル、損害額は約7億619万円、死者は15人、負傷者は117人でした。

出火原因

出火原因は、「たばこ」、「放火（疑いを含む）」、「こんろ」が上位となりました。

第1位のたばこは125件発生し、前年と比べると21件増加しました。

火災通報状況

火災件数733件のうち、市民等の一般の方が第一通報者として消防機関に通報したものは625件で、全火災件数の約85パーセントを占めています。

このうち、出火してから3分以内に消防機関に通報されたもの（早い通報）は171件（約27パーセント）で、3分を超えたもの（遅い通報）は281件（約45パーセント）です。

また、鎮火後に消防機関へ通報されたもの（事後聞知）は173件（約27パーセント）あります。

初期消火状況

733件の火災のうち、市民等の一般の方が何らかの初期消火を実施したものは451件（約62パーセント）でした。このうち、市民等の一般の方のみで消止められた火災（初期消火成功）が341件（約76パーセント）、初期消火を試みたものの消すことが出来なかった火災（初期消火失敗）は110件（約24パーセント）です。

政令指定都市等の比較

横浜市の火災件数は733件で、東京消防庁管内（以下「東京」という。）の4,329件に次いで、2番目に多い火災件数となっています。

横浜市の人口1万人当たりの火災件数（以下「出火率」という。）は1.9で、前年と比べると0.2増加しました。

他都市の出火率は、東京が3.1で最も高く、次いで岡山市の2.8の順です。横浜市の出火率は京都市の1.6倍、福岡市の1.8に次いで3番目に低くなっています。

表3 行政区別火災発生状況

	令和5年	令和4年
鶴見	54	52
神奈川	43	41
西	38	34
中	88	53
南	47	28
港南	26	38
保土ヶ谷	31	36
旭	46	40
磯子	22	24
金沢	38	21
港北	75	61
緑	26	32
青葉	38	32
都筑	34	28
戸塚	49	63
栄	18	20
泉	30	21
瀬谷	30	15

図2 火災通報状況

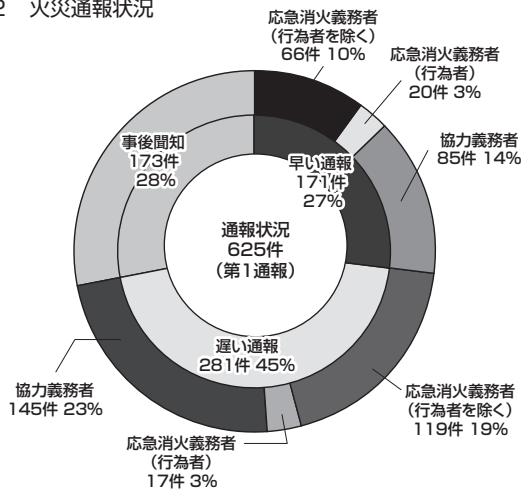


図3 初期消火状況

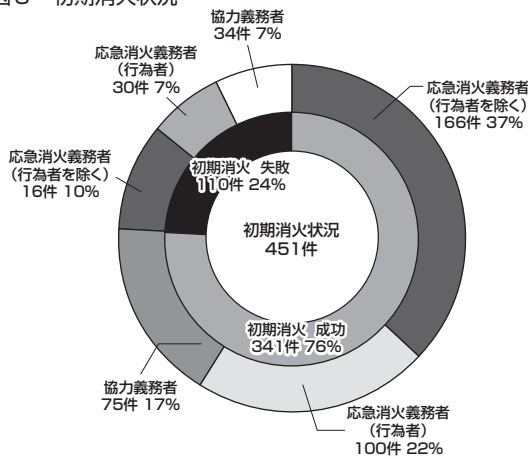


表4 火災状況

区分	年別	令和5年	令和4年	増△減
火災件数		733	639	94
建物火災		438	416	22
林野火災		-	-	-
車両火災		87	67	20
船舶火災		2	-	2
航空機火災		-	-	-
その他の火災		206	156	50
焼損棟数		544	497	47
爆発被害棟数		-	-	-
罹災世帯		475	436	39
罹災人員		945	812	133
焼損床面積		9,227	4,721	4,506
損害額(千円)		706,190	446,612	259,578
建物火災損害額		627,165	414,816	212,349
建物以外損害額		79,025	31,796	47,229
死者		15	14	1
放火自殺者		1	2	△1
負傷者		117	88	29
1日当たり				
火災件数		2.0	1.8	0.2
建物火災件数		1.2	1.1	0.1
焼損床面積		25.3	12.9	12.4
焼損棟数		1.5	1.4	0.1
損害額		1,934.8	1,223.6	711.2
建物1件当たり				
焼損床面積		21.1	11.3	9.8
焼損棟数		1.2	1.2	-
損害額		1,431.9	997.2	434.7
市民1人当たりの損害額(千円)		0.2	0.1	0.1
市民1世帯当たりの損害額(千円)		0.4	0.3	0.1
出火率		1.9	1.7	0.2

表5 主な出火原因別比較表

原因別	年別	令和5年	令和4年	増△減
たばこ		125	104	21
放火(疑いを含む)		115	93	22
こんろ		81	68	13
電気機器		74	71	3
配線器具		44	33	11
排気管		20	18	2
電灯・電話等の配線		18	14	4
ストーブ		16	30	△14
マッチ・ライター		13	11	2
電気装置		12	7	5
上記以外の原因		215	190	25

※ 「上記以外の原因」には、「不明」のほか「灯火」、「たき火」等があります。

表6 政令指定都市等の状況 令和5年

区分 都市別	火災件数	出火率	1日当たりの 火災件数
横浜	733	1.9	2.0
札幌	385	2.0	1.1
仙台	246	2.2	0.7
さいたま	313	2.3	0.9
千葉	262	2.7	0.7
東京	4,329	3.1	11.9
川崎	390	2.5	1.1
相模原	150	2.1	0.4
新潟	172	2.2	0.5
静岡	188	2.2	0.5
浜松	168	2.1	0.5
名古屋	550	2.4	1.5
京都	220	1.6	0.6
大阪	707	2.6	1.9
堺	188	2.0	0.5
神戸	392	2.6	1.1
岡山	203	2.8	0.6
広島	249	2.0	0.7
北九州	197	2.2	0.5
福岡	283	1.8	0.8
熊本	183	2.4	0.5

※ 横浜市以外の都市は速報値

■その他の災害（警防課）

火災以外の災害で、被害が生じ又は拡大の恐れがあり、消防隊が出場し、災害活動を必要としたものは17,000件発生し、消防隊等54,717隊187,031人が活動しました。

表7 その他の災害発生状況

種別 年別	計 (件)	自然 災害	爆発 災害	ガス・ 酸欠 災害	危険物 災害	交通 災害	水難 災害	そ の 他
令和5年	17,000	67	2	58	114	1,613	73	15,073
令和4年	16,885	19	2	45	124	1,442	74	15,179
増△減	115	48	-	13	△10	171	△1	△106

■救急業務（救急企画課、救急指導課）

救急体制

市内に救急隊を85隊配置しており、令和6年10月には87隊となります。

消防局には、傷病者に対し適切な救急救命処置が実施できるよう高度な教育を受け、国家試験に合格した救急救命士が令和6年4月1日現在で800人（フルタイム再任用職員を含む）います。さらに、救急救命士が救急救命処置をより迅速に行えるよう平成5年8月から救命指導医制度を実施しています。この制度は、医師が消防司令センターに勤務し、救急救命士が救急救命処置を実施する際に必要な具体的指示や助言などを行うものです。また、救命効果の向上を図るため、平成20年10月1日から横浜型救急システムの運用を開始しました。これにより緊急度・重

症度に応じて、救急隊、ミニ消防隊、消防隊等による弾力的な部隊運用を実施しています。

救急活動状況

令和5年中の救急活動状況は、出場件数が254,636件で、4年中と比較して10,550件(4.3パーセント)の増加でした。また、搬送人員は204,971人で、4年中と比較して12,798人(6.7パーセント)の増加でした。

市民の皆さんへの応急手当の普及啓発事業

救急隊現場到着前に、現場に居合わせた市民の皆さんが傷病者に適切な応急手当を実施することができるよう、平成6年9月から事業を開始し、多くの市民の皆さんに普及することを目標にしています。事業の具体的内容は、市民の皆さんを対象として心肺蘇生法（平成17年度より自動体外式除細動器の取扱いを含む。）及び大出血時の止血法を中心とした講習を行う「普通救命講習」、普通救命講習の内容に傷病者の体位管理や骨折に対する応急手当等を加え、より広範囲の講習を行う「上級救命講習」、事業所や町の防災組織等で従業員や住民等に応急手当の方法を普及するための指導者を養成する「応急手当普及員講習」の3種類を実施してきました。平成24年4月からは従前の「普通救命講習」を、主に成人の傷病者を対象とした「普通救命講習（Ⅰ）」とし、新たに主に小児の傷病者を対象とした「普通救命講習（Ⅲ）」を設置しました。さらに、短時間の講習である「救命入門コース」を設置し、より多くの市民の皆さんに、応急手当を学んでいただけるよう事業を実施しています。

救急の日

表8 救急車の配置状況 令和6年4月1日現在

行政区	救急隊配置場所
鶴見	鶴見第1、鶴見第2、矢向、寺尾、岸谷、生麦、駒岡
神奈川	神奈川第1、神奈川第2、菅田、片倉、松見
西	西第1、西第2、西第3、浅間町、境之谷
中	中第1、中第2、山下町、北方、山元町
南	南第1、南第2、大岡、六ツ川、蒔田
港南	港南第1、港南第2、芹が谷、野庭、港南台
保土ヶ谷	保土ヶ谷、西谷、今井、権太坂
旭	旭、都岡、南本宿、若葉台、今宿
磯子	磯子、洋光台、杉田
金沢	金沢第1、金沢第2、富岡、釜利谷、幸浦
港北	港北第1、港北第2、日吉、篠原、高田、新羽
緑	緑第1、緑第2、長津田、鴨居、白山
青葉	青葉、元石川、鴨志田、青葉台、荏田
都筑	都筑、川和、仲町台、北山田
戸塚	戸塚第1、戸塚第2、大正、吉田、東戸塚
栄	栄、上郷、豊田
泉	泉、岡津、中田、いずみ野
瀬谷	瀬谷第1、瀬谷第2、下瀬谷、中瀬谷
計	85台（すべて高規格救急車）

救急医療及び救急業務に関する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日が「救急の日」、そしてこの日を含む一週間が「救急医療週間」と定められ、横浜市でもさまざまな事業を実施しています。

表9 事故種別救急出場件数及び搬送人員 令和5年

区分 事故種別	出場件数(件)	搬送人員(人)
計	254,636	204,971
急病	181,882	143,726
一般負傷	44,776	38,373
交通事故	9,141	7,600
自損行為	1,583	959
加害	1,169	736
労働災害事故	1,220	1,172
運動競技事故	1,291	1,225
火災	797	100
水難事故	64	13
その他	12,713	11,067

表10 救命講習等実施状況 令和5年度

講習種別	実施回数(回)	受講者数(人)
普通救命講習	882	12,835
上級救命講習	112	2,250
救命入門コース	15	886
合計	809	15,971

救急救命士教育

横浜市救急救命士養成所及び横浜市救急ワークステーション等において、主に救急業務を担当する職員に対し、救急救命士に必要な知識・技術について教育を行い、業務の適正な執行、職員の能力向上とキャリア形成支援を行っています。

表11 救急救命士教育の実施状況(本市職員のみ)

教育別	令和5年度 教育人員(人)	
救急救命士養成所 教育	救急救命士養成教育	15
	指導救命士養成教育	3
救急ワークステーション 教育	救急救命士再教育病院 実習	297
	救急救命士就業前教育 病院実習	46
その他の教育	気管挿管病院実習	8
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管 病院実習	11
	救急救命士気管挿管再教育 病院実習	0
	救急救命士薬剤投与再教育 病院実習	2

■教育訓練(教育課)

消防訓練センターでは、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、変化する社会の要請に応えることができる人材の育成を基本方針とした教育を推進しています。

新採用消防職員には、公務員、消防職員としての倫理観、使命感及び規律を身につけさせるとともに、消防業務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための基礎的な教育(初任教育)を行っています。また、各消防署等、現場の第一線で働く消防職員には、より高度で専

門的な知識・技術の習得、職責に応じた基礎的・専門的能力の習得、業務上必要となる資格の取得などを目的とした教育(現任教育)を行っています。

さらに、消防団員に対しては、その任務遂行に必要な知識・技術の習得、向上を目的とした教育(消防団員教育)を行っています。

表12 職員教育等の実施状況

課程別	年度別		
	回数(回)	教育人員(人)	
消防学校教育	初任教育	1	93
	現任教育	25	702
委託教育	資格取得	19	117
	消防大 学 校	9	11
	その他の講習	19	24
その他の教育(講演等)		0	0
消防団員教育		4	339
市民消防教育		0	0
合計		77	1,286